

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
美原高等学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが3件あった。 <table><tr><th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>精算日</th></tr><tr><td>A</td><td>広島県</td><td>令和5年7月25日</td><td>23,240 円</td><td>令和5年12月6日</td></tr><tr><td>B</td><td>鹿児島県</td><td>令和5年10月18日から同月20日まで</td><td>62,350 円</td><td>令和5年12月7日</td></tr><tr><td>C</td><td>鹿児島県</td><td>令和5年10月18日から同月20日まで</td><td>62,350 円</td><td>令和5年12月7日</td></tr></table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	広島県	令和5年7月25日	23,240 円	令和5年12月6日	B	鹿児島県	令和5年10月18日から同月20日まで	62,350 円	令和5年12月7日	C	鹿児島県	令和5年10月18日から同月20日まで	62,350 円	令和5年12月7日	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																		
A	広島県	令和5年7月25日	23,240 円	令和5年12月6日																		
B	鹿児島県	令和5年10月18日から同月20日まで	62,350 円	令和5年12月7日																		
C	鹿児島県	令和5年10月18日から同月20日まで	62,350 円	令和5年12月7日																		
措置の内容																						
検出事項の原因は、旅費支給事務を行う担当者が本件精算処理を30日以内に行わなければならないことを失念していたこと及び支出命令者が精算処理の実施状況の確認を怠ったことにある。 再発防止に向けて、職員に対して精算の必要性を周知・徹底するとともに、事務担当者が「管外旅費作業確認表」を作成して管外旅費事務の処理進行状況及び精算作業実施状況を把握し、精算が行われていない場合は支出命令者が事務担当者に対し処理を促すことを徹底することとした。 今後は、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行い、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年1月17日）